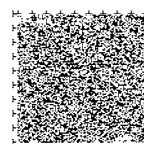


東京都の監査の あらまし

令和6年実施結果

東京都監査委員

Audit and Inspection
Commissioners of the
Tokyo
Metropolitan
Government



目 次

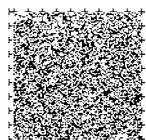
東京都の監査

1	東京都の監査と監査委員		1
2	監査の観点・効果		2
3	監査委員が行う監査		3
4	監査の流れ		4
5	監査事務局		5

令和6年の監査

1	定例監査		6
2	工事監査		8
3	財政援助団体等監査		10
4	行政監査		12
5	決算審査等		13
6	住民監査請求に基づく監査		15
7	措置の公表		17

このマークは、目の不自由な方などのための
「音声コード」です。
コードの位置を示すため、切り込みを入れています。
このコードを専用の読み上げ装置やアプリで読み取ると、
記載内容を音声で聞くことができます。



キャラクター紹介

監査に興味がある
アシカの『かんちゃん』



監査をもっと知りたい
アシカの『さっちゃん』

監査事務局長の
『ペリかん局長』



監査委員の
『シロクマ先生』

監査第一課の職員
『イッカちゃん』



監査第二課の職員
『ニカちゃん』



監査第三課の職員
『サンカちゃん』



技術監査課の職員
『ギカちゃん』



総務課の職員
『ソウムちゃん』



東京都では、令和6年の1年間に、**614**か所で監査を実施して、**161**件の指摘や意見・要望をしたよ！
この「東京都の監査のあらまし 令和6年実施結果」を使って、一緒に東京都の監査について学んでみよう！

お問合せ

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎 北塔41階

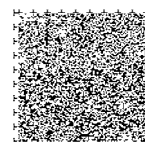
E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

【監査一般、局 HP に関すること】

総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉

【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉



1 東京都の監査と監査委員

監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員である「議員選任委員」とからなり、知事が議会の同意を得て選任します。都は、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員を選任しています。各監査委員については、監査事務局ホームページで紹介しています。

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、正しく効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

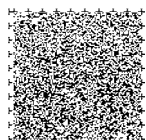
これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

◎ 東京都監査委員の紹介ページ

東京都監査委員の紹介ページでは、監査委員の略歴やメッセージを掲載しています。ぜひご覧ください！

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/about/kansaiinjyoho/>

東京都監査委員の
紹介ページ

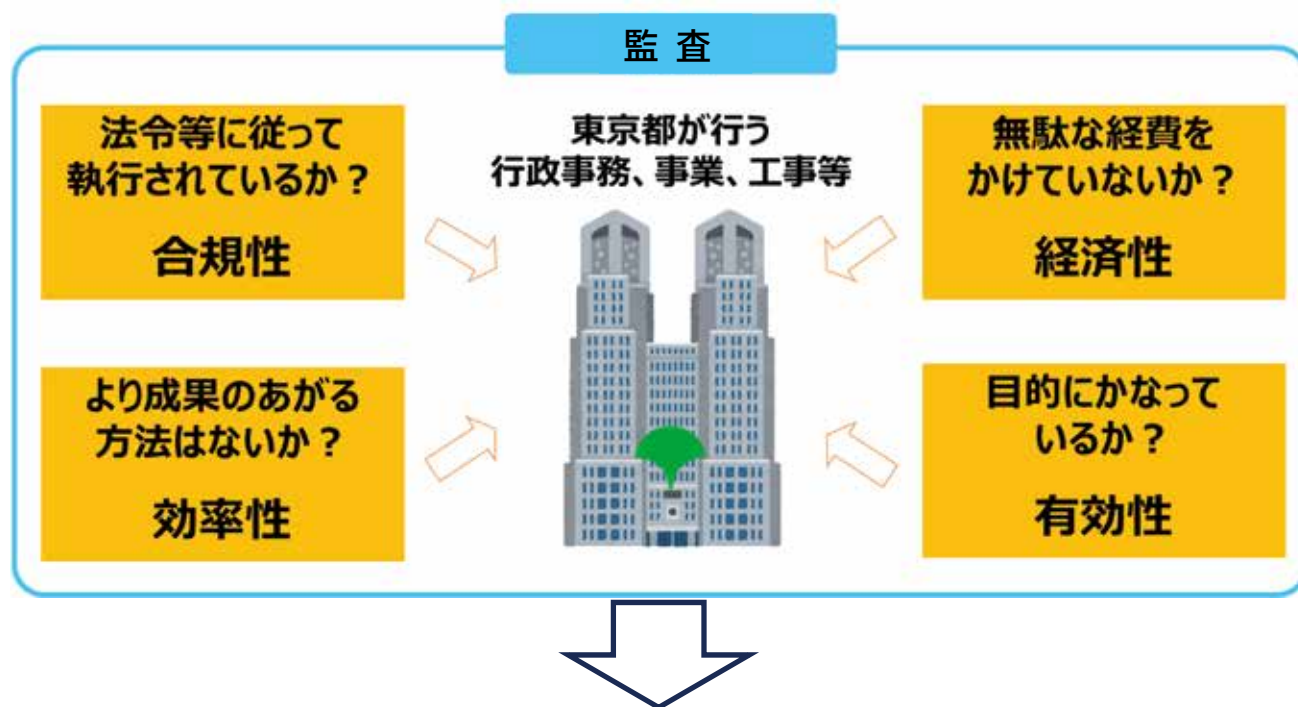


2 監査の観点・効果

監査すると
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合规性、経済性、効率性、有効性**の4つの観点などから都の事務事業の監査を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

◎是正・改善

適正・適切でない事項について指摘等を受けた部署は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

◎再発防止

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

◎他部署への波及効果

指摘等を受けた部署以外の部署で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

◎将来への波及効果

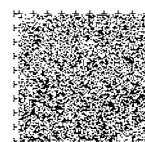
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

◎けん制による抑止

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

◎予算への反映

監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果があります。



3 監査委員が行う監査

どんな監査があるの？



監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、各種の監査を実施しています。主な監査は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

外部監査について

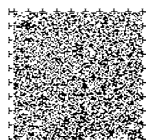
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、第三者の立場から、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。



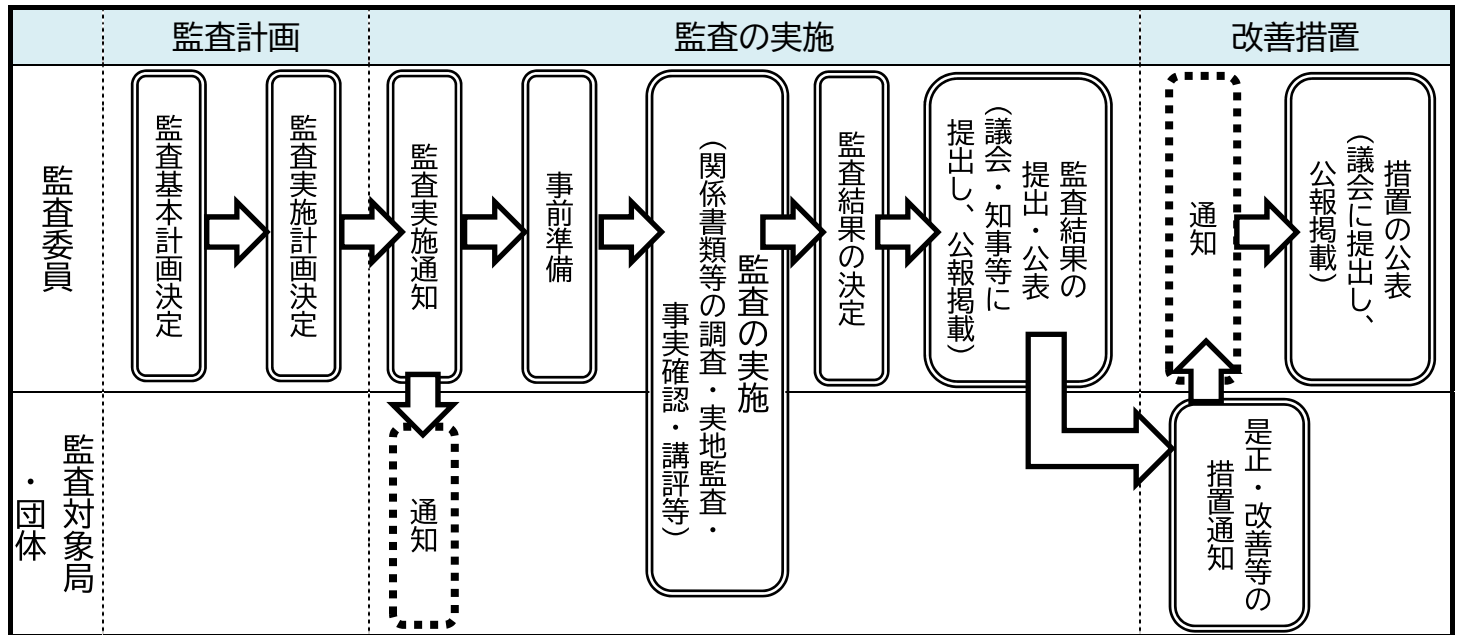
4 監査の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）

監査委員は、暦年単位で監査を実施しており、前年の12月頃に「監査基本計画」を策定し、1年間の監査の基本方針や実施時期を定めます。この基本計画に基づき、各種監査について個別の「監査実施計画」を策定し、都の各局や対象団体に対して監査を行います。

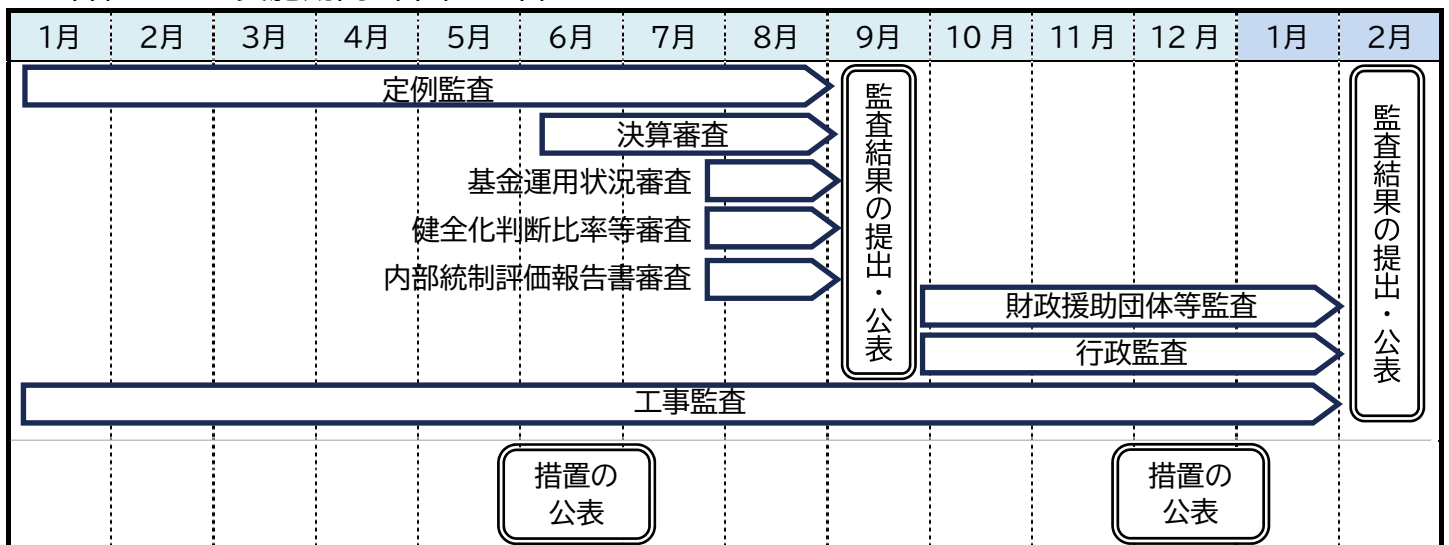
監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、是正・改善等を求める指摘や意見・要望を行います。また、監査の結果を報告書に取りまとめ、議会・知事等に提出するとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果として、指摘や意見・要望を受けた各局等は是正・改善等の措置を行います。監査委員は年2回、各局等に状況報告を求め、講じられた措置についての通知を受け、これを公表することでフォローアップしています。

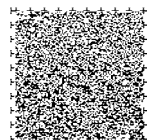
● 監査事務の流れ



● 各種監査の実施期間（令和6年）



・例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表



5 監査事務局

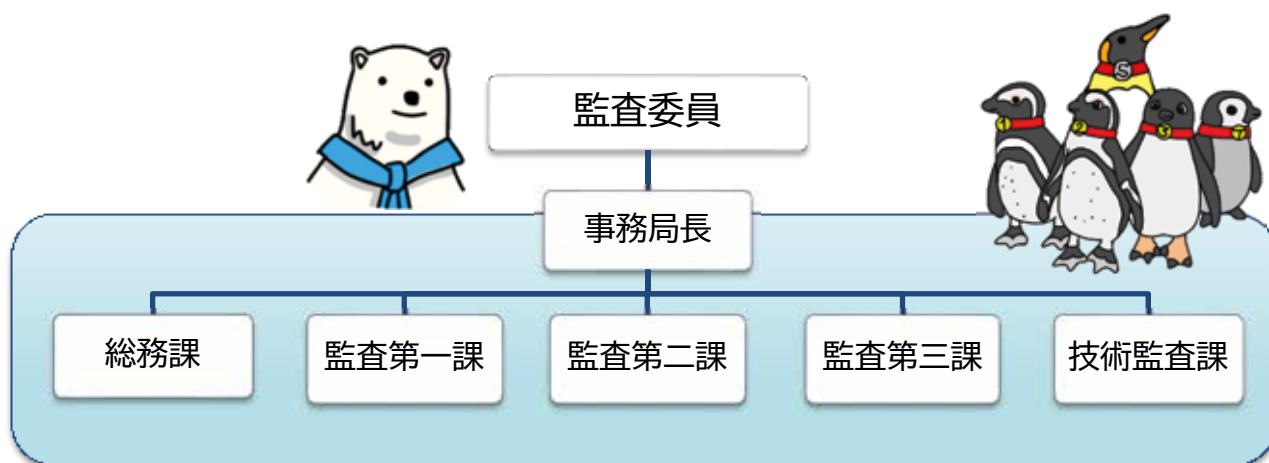
都は、監査委員の補助機関として監査事務局を設置し、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査実務を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は90人となっています。

都の各局等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

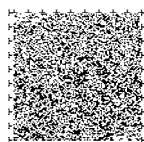
● 監査事務局組織図（令和7年4月1日現在）



【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みが設けられました。

令和6年は、工事監査において技術士資格のある人や、住民監査請求において弁護士資格のある人を監査専門委員に選任し、助言を受けるなどこの仕組みを活用しました。



1 定例監査

令和6年は、主に令和5年度の事業執行分について、本庁の148か所、事業所309か所に対し監査を実施し、58件の指摘、5件の意見・要望を行いました。（実施率：本庁100%、事業所42.5%）

監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

指摘等63件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	債権管理	4件	資金の貸与に係る債権管理を適正に行うよう求めたもの
	都税	1件	土地の用途の認定を適正に行うよう求めたもの
	その他	3件	区画線を設置する等、使用許可の範囲を客観的に確認できるよう対応を求めたもの
歳出 (支出)	契約	40件	委託契約に係る履行確認を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	2件	過払いとなっている金額を返還するよう求めたもの
	補助金等	1件	負担金の算定に係る項目の設定方法を定めるよう求めたもの
財産	財産管理	2件	適正な記録簿の作成及び記録を行うよう求めたもの
その他	その他	10件	ホームページの情報更新を適時適切に行うよう求めたもの
合計		63件	

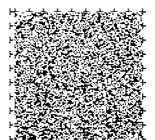
重点監査事項

社会経済状況や事務執行上のリスク、監査対象局の特性等を考慮し、事業の重要度を踏まえ、局ごとに重点的に監査を行う事業（テーマ）を選定することで、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査に努めています。監査を実施した結果、重点監査事項に関して20件の指摘等を行いました。

東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

令和5年度東京都財務諸表は、監査した限り、重要な点において、東京都会計基準に基づいて作成されているものと認められました。



主な指摘事項

修学資金の貸与に係る債権管理を適正に行うよう求めたもの

保健医療局は、都内の医療機関等における看護職員の確保等を図るため、看護師等修学資金制度を設けています。これについて次のとおり、改善すべき点が認められました。

- ① 東京都債権管理マニュアルにおいて貸与者台帳への記載が求められている時効起算日や所在調査の結果について、貸与者台帳への記載がない。
- ② 局が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルは、平成21年4月1日から更新されておらず、実態に即した内容となっていない。
- ③ 元金については、法務大臣の許可を得た専門業者である債権回収会社等に業務委託を行っており一定の回収が行われているが、延滞利子については業務委託の対象に含めておらず、局の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。

そこで、修学資金の貸与に係る債権管理を適正に行うよう求めました。

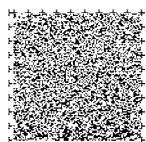
消防用設備点検委託の仕様書を適切に作成するよう求めたもの

消防用設備については、消防法に基づき定期的に点検を行うことが定められています。各局においては消防用設備点検を委託で行っており、その契約関係書類を確認したところ、次のとおり、改善すべき点が認められました。

- ① 産業労働局及び港湾局では、消火器の点検対象数について数量算定の考え方に誤りがありました。結果として消防庁告示で定める基準に照らし、過大となる点検本数を指示していました。
- ② 交通局では、点検結果報告書に誘導灯の不良箇所の記載漏れがありました。また、非常時に備えて防災設備の状況を把握しておくべき各駅にこの点検結果を情報提供していませんでした。
- ③ 中央卸売市場では、関連事業者の内装等に起因する消防用設備の不良箇所について、補修を行うべき関連事業者に対する指導記録を作成しておらず、速やかな改修が行われていませんでした。



そこで、各局に対し、消防用設備点検委託における適切な仕様書の作成や不良箇所の早急な改修に向けた取組を行うなど、改善を求めました。



2 工事監査

令和6年は、主に令和5年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に、契約金額や落札率などに着目しながら、1,564件（8,346億円）の工事を抽出して監査を行い、22件の指摘を行いました。（実施金額率：31.6%、実施件数率：9.6%）
指摘22件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分		件数	主な内容
設計	条件明示等	2件	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示するよう求めたもの
	工法等の選定	3件	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うよう求めたもの
積算	単価設定	3件	人孔材料の単価設定を適正に行うよう求めたもの
	数量算出	2件	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	2件	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	4件	鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
	安全対策	2件	屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
契約事務等		4件	インフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うよう求めたもの
合計		22件	

技術職員の専門性



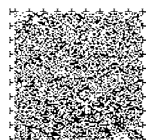
工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。
それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階について監査を実施しています。



工事監査の様子

重点監査事項

令和6年は、工事の目的物が、必要とする性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているか、「品質管理」に着目し、各局を統一的、横断的に検証しました。
その結果、重点監査事項として7件の指摘を行いました。



主な指摘事項

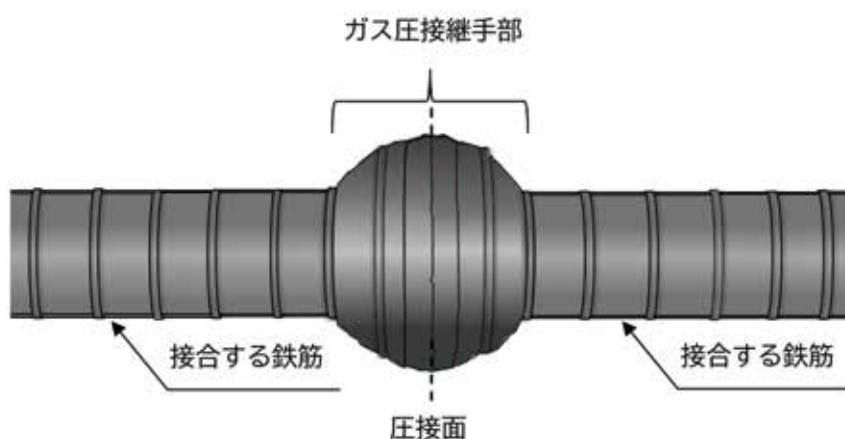
霊園管理所の基礎工事において、鉄筋のガス圧接継手の品質管理試験を適切に実施するよう求めたもの

建設局は、霊園管理所の改築工事を行っており、その基礎部は鉄筋コンクリートで施工されています。

本契約の設計図書等では、鉄筋のガス圧接継手（接合する鉄筋を突き合わせ、軸方向に圧縮力を加えながら加熱することにより、ふくらみを形成し一体化する継手）の品質管理試験は、測定器具を用いて行う外観試験、圧接部に超音波を当てて確認する非破壊試験等を行うこととしていました。

しかし、外観試験は測定器具を用いて行ったことが工事記録写真で確認できず、非破壊試験も実施していませんでした。

そこで、局に対し、受注者を適切に指導・監督するよう求めました。



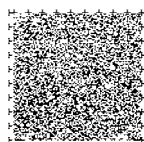
給水所建設工事において、物価上昇に伴うインフレスライド条項に係る手続を適切に行うよう求めたもの

水道局は、給水所の築造工事を行っており、その中で、受注者から計4回にわたり、インフレスライド条項による契約金額の変更請求がありました。

しかし、局はスライド額の算定や契約変更を行わず、これらを複数年にわたる工事の工期末に行うとしていました。

局は、インフレスライド条項により契約金額を変更した場合、受注者に対し下請契約の金額見直し等を行うよう求めており、受注者から契約金額の変更請求を受けた場合、その都度、契約変更を行う必要がありました。

そこで、局に対し、インフレスライド条項に係る手続を適切に行うよう求めました。



3 財政援助団体等監査

令和6年には、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、補助金交付額が高額な団体、東京都政策連携団体など都との関連性が強い団体など134団体及びその所管局10局を選定し、監査しました。

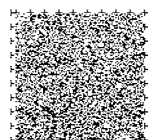
● 対象団体と主な着眼点

対象団体	団体数	主な着眼点
補助金等 交付団体	125	- 対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか - 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか
出資団体 ※都が資本金等の 4分の1以上を出資	8	- 団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか - 団体の会計経理等は、適正に行われているか - 費用対効果を踏まえた経営がなされているか
公の施設の 指定管理者	1	- 公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか - 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか

対象団体及びその所管局に対し、原則として令和4年度及び令和5年度の事業を対象に監査を実施した結果、40件の指摘、2件の意見・要望を行いました。

これら指摘等42件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
収入	債権管理	2件	未収金の債務者等への対応を適切に行うよう求めたもの
	その他	1件	収入の確認ができるよう事務処理手順を改めるよう求めたもの
支出	契約	7件	特命随意契約締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結するよう求めたもの
	会計処理	1件	経費の支払事務を適正に行うよう求めたもの
	補助金等	25件	過大に交付した補助金の返還を求めたもの
財産	物品管理	1件	協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うよう求めたもの
その他	その他	5件	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保するよう求めたもの
合計		42件	



主な指摘事項

実績報告書の誤りから過大に交付されていた補助金の返還を求めたもの

保育施設を運営する社会福祉法人等に対し、福祉局が交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、19法人が運営する25施設において、補助金算定のもととなる実績報告書に記載された、障害児の受入れや延長保育事業に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、2,500万円が過大に交付されていました。

そこで、各法人に対して、過大に交付された補助金を返還するとともに再発防止策を講じるよう求め、局に対しては、審査を適切に行うとともに法人に補助金の返還を請求するよう求めました。

また、過大交付が発生した原因の一つに、補助要件や保管書類について法人側の理解が不十分な補助項目があることがわかりました。特に、誤りが最も多かった知的障害児保育に係る補助項目では、法人が別途利用する区市町村独自の障害児加算補助金と本補助金の認定基準を混同したことなどにより、誤った実績報告が行われている事例が見受けられました。

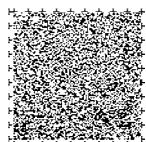
そこで、福祉局に対し、こうした誤認識しやすい補助項目について、実効性のある対策の検討を行うなど、法人の誤認識を防ぐための取組を要望しました。

水銀が使用されている製品等の廃棄に際し、委託が適正に行われるよう求めたもの

政策連携団体である法人は、社内で排出された蛍光管や機密書類等の廃棄処理を委託する契約を行っています。

これらの契約について、契約書に添付するよう定められた産業廃棄物収集運搬業等の許可証の写しがないもの、蛍光管を廃棄する際に委託業者が水銀を含む産業廃棄物の処分業許可を有しているか確認せずに契約しているもの、一般廃棄物にあたる機密書類を産業廃棄物として処理することを委託しているものなど、法令等に照らして適正でない状況がありました。

そこで、法令の規定を十分に理解していないことが原因であるとして、法人に対し、廃棄物の処理に係る手続を適正に行うよう求めました。



4 行政監査

テーマ：都立一時滞在施設の対応状況

大規模地震発生後おおむね3日間は、救助・救急活動を通じて1人でも多くの命を救うことが最優先に、救急車等の走路を確保するためにも、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制することが重要であり、都では東京都帰宅困難者対策条例を定めています。

この条例に基づき、都が所有や管理する施設の中から、帰宅困難者を一時的に受け入れる都立一時滞在施設を指定するとともに、国、区市町村及び民間事業者にも協力を求め、都立以外の一時滞在施設の確保も進めています。

そこで、帰宅困難者の受入りに係る運営計画が適切に定められているか、受入れのための環境整備が適切に行われているか等について監査しました。

25施設9局を対象に監査を実施し、その結果、3件の指摘、5件の意見・要望を行いました。

主な指摘事項

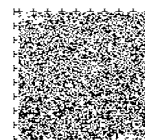
一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施するよう求めたもの

都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルによると、施設管理者は、地震を想定した訓練等にあわせて、都立一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年1回以上定期的に実施することとされています。訓練では、帰宅困難者の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うこととされています。

都立学校のうち、122校が都立一時滞在施設に指定されており、教育庁は「学校危機管理マニュアル」に基づき、一時滞在施設に係る運営計画の策定等について各学校の支援を行っています。

そこで、各学校の一時滞在施設の訓練実施状況について確認したところ、生徒の避難訓練は実施しているものの、施設の開設・運営に関する訓練は行っていない学校が認められました。

そのため、各学校に対し、運営マニュアルに基づき、施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施するよう求めるとともに、教育庁に対し、施設の開設・運営に関する訓練が適切に実施されるよう支援を求めました。



5 決算審査等

地方自治法等に基づき、令和5年度決算などの審査を実施しました。
また、毎月1回、都の現金出納の検査も実施しました。



1 決算審査

○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の概要

令和5年度東京都一般会計及び18の特別会計決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

審査の結果

歳入歳出決算書等は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理、財産に関する調書の計数について一部に是正・改善等を要する事項が認められたため、25件の指摘を行いました。

主 な 指 摘 事 項

会計処理を適正に行うべきもの

福祉局において、調定額及び収入未済額がそれぞれ（款）国庫支出金で185億7,369万957円、（款）繰入金で3億6,145万9,000円過大に計上されていたため、会計処理を適正に行うよう求めました。

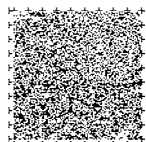
○ 公営企業各会計決算審査

審査の概要

令和5年度東京都公営企業9会計について、決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

審査の結果

各会計の決算その他関係書類は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理等について一部に是正・改善等を要する事項等が認められたため、1件の指摘を行いました。



2 基金運用状況審査

審査の概要

地方自治法に基づき、東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金について、令和5年度の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

審査の結果

計数に誤りのないことが認められました。



3 例月出納検査

検査の概要

毎月1回、東京都一般会計及び特別会計、東京都公営企業各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

検査の結果

現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度健全化判断比率、令和5年度東京都公営企業会計等資金不足比率について、都の財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

審査の結果

算定に誤りのないものと認められました。

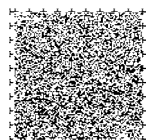
5 内部統制評価報告書審査

審査の概要

令和5年度東京都内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たると判断が適切に行われているかについて審査しました。

審査の結果

審査に付された内部統制評価報告書は、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果の記載は相当であると認められました。各局自らがガバナンスをより一層機能させ、事務事業が適切に執行されるよう、監査委員と連携し、内部統制の深化に向けて取り組むよう意見を付しました。



6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和6年は、住民監査請求があった11件について要件審査を実施した結果、要件を備えている請求はありませんでした。

対象

都の財務会計上の行為

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 公金の支出 | ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実 |
| ② 財産の取得、管理、処分 | ⑥ 財産の管理を怠る事実 |
| ③ 契約の締結、履行 | |
| ④ 債務その他の義務の負担 | |

請求期限

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
⑤及び⑥については、請求期限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

<形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

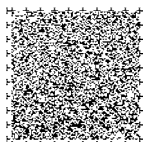
<実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

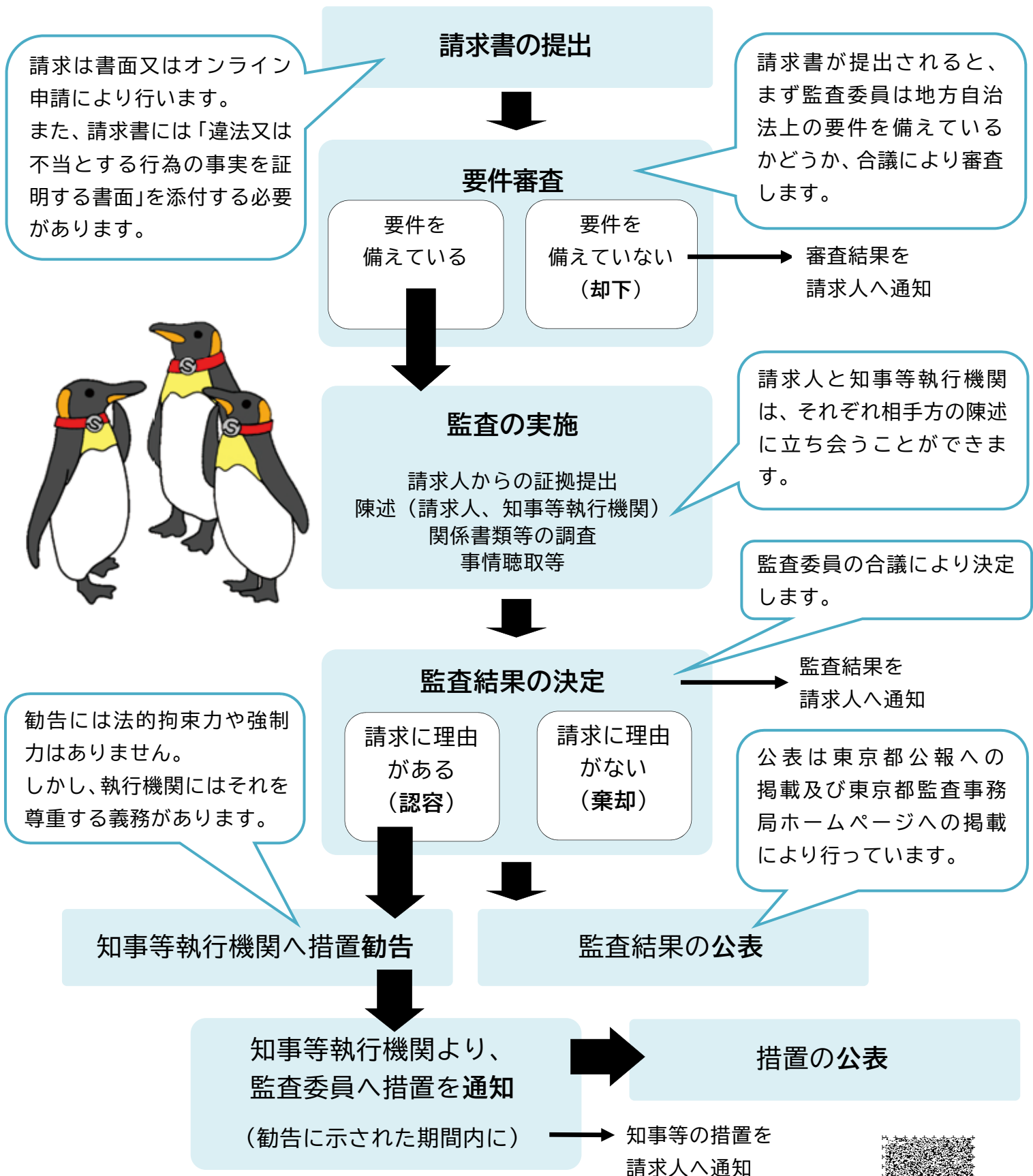
監査の結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



● 住民監査請求の主な事務の流れ



7 措置の公表

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた是正・改善等の措置について、5月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

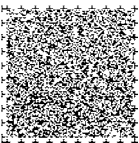
● 措置状況

区分	措置対象	改善済	改善中
令和6年5月（第1回）	156件	100件	56件
56件（改善中） + 89件（令和6年9月に監査結果を公表した、令和6年定例監査及び令和5年度決算審査の新たな指摘等）			
令和6年12月（第2回）	145件	101件	44件



● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	5件	22件	過大交付した補助金等が返還されたもの
	財産・物品管理	11件	6件	土地・建物等の管理状況を改善したもの
	会計処理	1件	18件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	14件	13件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	9件	2件	要綱・指針等を改正したもの
	契約・仕様等の見直し	18件	3件	関連・類似の契約内容等を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	27件	13件	事務処理ルールを改善・構築したもの チェック体制を強化したもの
	研修等の実施	15件	24件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		100件	101件	



主 な 改 善 事 例

助成金交付に当たり申請時に要件を確認できるようシステムを整備したものの【令和5年財政援助団体等監査】

【指摘】

法人は、芸術活動を支援する助成事業実施に当たり、助成金交付要綱を定めています。助成対象者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件としていますが、個人の住所確認を交付決定後に行っていました。

そこで、法人に対し、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うよう求めました。



【措置】

法人は、システム構築の検討を進め、「オンライン助成申請システム」において、より安全な情報セキュリティ環境を整備しました。

都内在住を証する書類をオンライン上で提出・申請できるようにし、申請時に居住地を確認することとしました。

受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を明確にしたものの【令和6年定例監査】

【指摘】

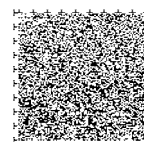
建設局の委託により作成された成果物について、その著作権を都に帰属させる定めがなかったため、今後、都が成果物を使用する場合、著作権に係る制約を受ける危険性がありました。

そこで、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結するよう求めました。



【措置】

局は、成果物の著作権を都に帰属させる定めがなかった契約の受託者と確認書を取り交わし、著作権が都に帰属することを明確にしました。また、今後締結する契約においては、著作権に係る定めを仕様書に明記するよう注意喚起しました。



◎ 監査事務局ホームページ

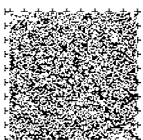
監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果など報告書の全文、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載し、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

監査事務局
ホームページ



監査に関する情報はこちらどうぞ！



東京都の監査のあらまし 令和6年実施結果
令和7年7月発行

発 行 東京都監査事務局総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎 北塔41階

電話 03(5320)7017

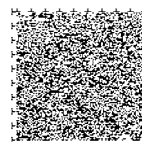
E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

令和7年度

登録第2号

印 刷 株式会社 膳栄社

〒101-0064 千代田区猿楽町2丁目2番12号





東京都監査事務局

Secretariat to Audit and Inspection Commissioners

